

第 32 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和 2 年 9 月 30 日(水)午前 9 時 30 分

浜田市弥栄支所 第 2 会議室 A B

1 出席委員

1 番 原田 義一 3 番 宮崎 龍生 4 番 徳田 マスエ 5 番 川本 聖光
6 番 松山 純久 8 番 中田 善喜 10 番 三浦 博文 11 番 渡辺 弘之
12 番 渡邊 弘登 15 番 柿元 信次 17 番 佐々岡常喜 18 番 佐々木京子
19 番 玉田 一

2 欠席委員

2 番 岡本 嗣喜 7 番 清水 康彦 9 番 林 秀司 13 番 岡本 健治
14 番 青葉 真 16 番 大谷 数義
1 推 前田 正典 2 推 田村 邦麿 3 推 橋本 安延 4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人 6 推 神田 進 7 推 小松原常雄 8 推 近重 邦昭
8 推 河野 恒弘 10 推 野上 省三 11 推 岡田 勝 12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄 14 推 岡本 定文 16 推 奥迫 忠幸 17 推 原田 和義
18 推 永見 繁廣 19 推 齋藤 久行

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長

農林振興課 藤井主事、松本会計年度任用職員

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 32 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>台風 9 号・10 号が立て続けに来て前代未聞の被害が起きるかのよう騒がれていましたが、幸いに被害はほとんどなく済むことができました。稲刈りを早めに行ったり、柿などを栽培されておられる方は随分心配されたように聞いております。今年の米の集荷実績を JA から取り寄せています。今年の場合は非常に昨年に比べましていい様になっています。特にコシヒカリの等級がいいという状況です。一方、一部の地域ではカメムシの被害が出て等級を下げているようです。幸いにも乳白の被害は少ないとも JA から聞いています。ちなみに等級ですが、浜田が約 73%、三隅も約 73%、金城が 90.6%、弥栄が 90.5%、旭が 76.8%ということで、現在予約に対しまして、約 50%の集荷でございますので、これからハナイチゼンやキヌムスメが出荷されますので等級が上がると予測されます。収量的には、バラバラでございまして、今年はいいという人や反対の人もおられるようです。私の周布地区では全体的に量が少なく悪いようです。これからの出来栄えを見守りたいと思います。</p> <p>それでは、本日の欠席は、2 番 岡本委員、7 番 清水委員、9 番 林委員、13 番 岡本委員、14 番 青葉委員、16 番 大谷委員以上 6 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、11 番 渡辺弘之委員、12 番 渡邊弘登委員 です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、4 件、13 筆、16,570 m²となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p>

	<p>公告日は9月30日を予定しており、利用権設定については開始日を令和2年10月1日以降としております。農用地利用集積計画(案)については、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>
会 長	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。 農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 1号について説明します。申請地は、資料3ページ1段目、ゼンリン地図4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は、上府町の田です。場所は、上府保育園から約170m北東の三宅町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区内の用途指定なしで、農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、納屋の整備ですが、農地法に関する知識がなく、すでに整備されたものであり、資料5ページには顛末書を添付しております。 2号について説明します。申請地は、資料3ページ2段目、ゼンリン地図6ページ、図面番号②、現況写真は、1ページ中段をご覧ください。申請地は、金城町小国の畑です。場所は小国公民館から約600m北の徳田中です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の整備ということですが、こちらも顛末書を資料7ページに添付しておりますように、農地法に関する知識がなく、昭和52年から</p>

	<p>53年頃に建築されたものであるとのことです。</p> <p>3号について説明します。申請地は、資料3ページ3段目、ゼンリン地図8ページ、図面番号③、現況写真は、1ページ下段をご覧ください。申請地は、下府町の田です。場所は浜田東中学校から約200m南西の6-1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域で、農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の整備ということですが、こちらも顛末書を資料9ページに添付しておりますように、舗装整備や倉庫を建築されている状態となっております。</p> <p>農地法第4条申請については、3件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号及び3号について、一括して、8番 中田委員お願いします。</p>
8番 中田委員	<p>1号、3号について、先般担当者を見て回りましたが、周りに農地はなく、住宅しかないため、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、17番 佐々岡委員、お願いします。</p>
17番 佐々岡委員	<p>この家が建てられて28年余りが経ち、おおかた時効ではないかと事務局と話したところです。農地法の知識がないためされたようで、本人は都会におられ、こちらには住んでいませんが、小国の方で誰か住みたい方がおられ、手続きをしていたら農地だと判明したようです。さしずめどうこう言うことはないので、承認をお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。</p> <p>第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>

会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。申請地は、資料 10 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 11 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。申請地は、上府町の田です。場所は上府保育園から約 170m 北東の三宅町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区内の用途指定なしで、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、使用賃借による個人住宅の建築の計画があります。先ほどの 4 条申請の 1 号に隣接する農地で、資料 12 ページには同じく顛末書が付いておりますが、現況は、駐車場として利用されております。</p> <p>2 号について説明します。申請地は、資料 10 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 13 ページ、図面番号⑤、現況写真は、2 ページ中段をご覧ください。申請地は、内田町の田です。場所は美川小学校から約 700m 北東の中内田町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区内の用途指定なしで、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場の計画であります。この案件は、今年 7 月に 5 条申請による個人住宅を許可した農地の隣接地で、追加の申請があったものです。</p> <p>3 号について説明します。申請地は、資料 10 ページ 3 段目、ゼンリン地図は 14 ページ、図面番号⑥、現況写真は、2 ページ下段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は浜田東中学校から約 600m 東の伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、夫婦間の無償譲渡により進入路及び駐車場の整備で、写真手前を進入路として奥側をアパートの駐車場とされる予定で、周囲への影響は少ないように考えられます。</p> <p>4 号について説明します。申請地は、資料 10 ページ 4 段目、ゼンリン地図は 15 ページ、図面番号⑦、現況写真は、3 ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畑です。場所は黒沢郵便局隣の黒沢 6 区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、車庫用地の整備ということですが、資料 16 ページに顛末書を添付しておりますように、県道の拡幅工事により移設した際に、農地に建て替えを行ってしまったということです。</p>

	<p>5号及び6号について説明します。申請地は、資料10ページ5段目と6段目、ゼンリン地図は17ページと18ページ、図面番号⑧と⑨、現況写真は、3ページ中段と下段をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田です。場所は井野児童館から約1,200m北東の大谷です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、太陽光発電施設であります。譲渡人へ確認いたしましたところ、譲渡人は現在●歳代で、平成12年に●市から浜田市にIターンで農業をするために移住し、平成18年まで在住されていました。平成12年に競売により農地を取得されましたが、その時からすでにこの農地は耕作されておらず、途中、会社員となられたことにより、結局耕作できないまま、現在も耕作放棄地となっています。今は、●市に在住されており、後継者は大阪や京都におられるようで、今回、やむなく、太陽光発電への転用を計画されました。また、地元へもこのことを話されているようです。</p> <p>7号について説明します。申請地は、資料10ページ7段目、ゼンリン地図は19ページ、図面番号⑩、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の田です。場所は黒沢郵便局から約1km南の黒沢7区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、親子間による使用賃借により、個人住宅の建築の計画があります。汚水排水は公共下水に接続し、雨水対策は側溝を新設するようになっているため、周囲の農地への影響はないように思われます。</p> <p>8号について説明します。申請地は、資料10ページ8段目、ゼンリン地図は20ページ、図面番号⑪、現況写真は、4ページ中段をご覧ください。申請地は、上府町の田です。場所は浜田東中学校から約900m北東の三宅町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の計画で、今年6月の総会において、農業振興地域の除外を承認された案件で、今回、5条申請がありました。すでに周囲には住宅が建築されている状況であり、周囲への影響は少ないように考えられます。</p> <p>農地法第5条申請については、以上8件です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号、3号、8号について、一括して8番 中田委員、お願いします。</p>
<p>8番 中田委員</p>	<p>上府地区の状況について説明します。1号につきましては、個人住宅となっておりますが、この地域は58年の災害で田んぼが全滅しまして、埋め立てられ現在は住宅化しています。この時に転用していない農地がかなり残っています。災害後の住宅用地として整備され</p>

	<p>たところでございます。地域もほとんど住宅化しています。3号の地域も、同じ時期に水害にあい住宅化されております。8号については、地域の開発時にまとめて埋め立てされたもので、ご主人が亡くなられて奥さんが何とかされたいということで、住宅を建てるという申請を出しておられます。地域も住宅化しておりますので、農地への影響はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>2号について、18番 佐々木委員、お願いします。</p>
18番 佐々木委員	<p>先日、永見推進委員と事務局と現地を確認に行きました。前回申請された続きを申請されたもので、きれいに管理されています。問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>4号と7号について、一括して10番 三浦委員、お願いします。</p>
10番 三浦委員	<p>4号については、先ほど説明もありましたが、県道の拡幅工事で移動されたということで、本人は認識なくされたようで、境界を確定しようとしたら、農地だったので慌てて申請されたようです。7号については、新築住宅の建築ということで、周囲に影響はなく問題はないと思います。</p>
会 長	<p>5号、6号について、一括して5番 川本委員、お願いします。</p>
5番 川本委員	<p>5号、6号については、太陽光発電ということで、9月15日に小川推進委員と事務局で現地を確認しました。ご承認をお願いします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ごさいませんか。</p>
会 長	<p>無いようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>

会 長	ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
係 長	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号は、資料は 21 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 22 ページ、図面番号⑫、現況写真は、4 ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町東平原の田です。場所は、東平原下集会所から約 150m 南の東平原下です。当該申請地は、平成元年より耕作はされていないという案件です。</p> <p>2 号は、資料は 21 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 23 ページ、図面番号⑬、現況写真は、5 ページ上段をご覧ください。申請地は、原井町の畑です。場所は、浜田第 2 中学校から約 700m 南の 1 町内です。当該申請地は、58 災の影響により、昭和 58 年より耕作はされていないという案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上 2 件です。</p>
会 長	ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1 号について、19 番 玉田委員、お願いします。
19 番 玉田委員	9 月 15 日に事務局と齋藤推進委員と現地を確認しました。ただ今説明があったとおりでございますが、写真をご覧いただくと、杉や檜が生えている状況でございますので、やむを得ないということでございます。よろしくお願いします。
会 長	2 号について、6 番 松山委員、お願いします。

6 番 松山委員	先日、事務局と推進委員とで、現地を確認に行きましたが、だいぶ前から何もできないような状態になっていますので、よろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願いについての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	では採決に入ります。転用統制外証明願いにつきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願いについては承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。
係 長	<p>それでは、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>1号は、資料24ページ1段目、ゼンリン地図は25ページ、図面番号⑭、現況写真は、5ページ中段をご覧ください。届出地は、金城町上来原の田です。場所は、国道186号と那賀西部広域農道の交差点付近の畑です。この届出は、令和2年10月1日頃から令和2年12月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>それから、A4縦の白黒で一枚紙として、浜田農業振興地域整備計画の変更に係る修正についてという資料があると思いますので、こちらをご覧ください。</p> <p>これは、6月24日の総会において、農業振興地域の除外を承認いただいた案件のうち、太陽光発電施設として内村町と金城町久佐と金城町今福の3か所を県に協議を行ったところ、不適當となったため、報告いたします。</p> <p>不適當となった理由については、下の方に記述してありますが、太陽光発電施設として当該土地が必要であるのか、その規模が適當であるのか、農用地区域以外で太陽光発電施設が利用可能かどうかについて、それぞれ十分に検討がされていないのが理由として記されていますので、報告します。</p> <p>以上、報告します。</p>

会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。 そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。 以上を持ちまして、第 32 回総会を終了します。
-----	--

終了 午前 10 時 10 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員